

2神電健第64号
令和2年3月13日

事業主 殿

神奈川県電子電気機器健康保険組合
理事長 藤田



新型コロナウイルス感染症に係る傷病手当金の支給について

平素より当健康保険組合の事業運営につきましては、格段のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。
被保険者が新型コロナウイルス感染症により、療養のために会社を休み報酬を受けていない場合、
傷病手当金が支給されますのでお知らせします。

取り扱いの詳細については、別紙「新型コロナウイルス感染症に係る傷病手当金の支給に関する
Q&A」（令和2年3月6日付、厚生労働省保険局保険課発）をご覧ください。

請求にあたっては、下記の点にご留意ください。

記

1. 医療機関での受診が無く、医師の証明を受けられない場合、別添「労務不能証明書」を添付
してください。
2. 自宅療養期間について、別添「療養状況申立書」を添付してください。

新型コロナウイルス感染症に係る傷病手当金の支給に関するQ&A

Q 1 被保険者が新型コロナウイルス感染症に感染しており、療養のため労務に服することができない場合、傷病手当金は支給されるのか。

A 被保険者が業務災害以外の理由により新型コロナウイルス感染症に感染している場合には、他の疾病に罹患している場合と同様に、療養のため労務に服することができなくなった日から起算して3日を経過した日から労務に服することができない期間、直近12か月の標準報酬月額を平均した額の30分の1に相当する額の3分の2に相当する金額（※）を、傷病手当金として支給することとなる。

（※）被保険者期間が12ヶ月に満たない者については、①当該被保険者の被保険者期間における標準報酬月額の平均額、又は②当該被保険者の属する保険者の標準報酬月額の平均額、のいずれか低い額が算定の基礎となる。

Q 2 被保険者には自覚症状はないものの、検査の結果、「新型コロナウイルス陽性」と判定され、療養のため労務に服することができない場合、傷病手当金は支給されるのか。

A 傷病手当金の支給対象となりうる。

Q 3 被保険者が発熱などの自覚症状があるため自宅療養を行っており、療養のため労務に服することができない場合、傷病手当金は支給されるのか。

A 傷病手当金の支給対象となりうる。

Q 4 被保険者が発熱などの自覚症状があるため自宅療養を行っていた期間については、労務に服することができなかつた期間に該当するのか。

A 従前より、医師が診察の結果、被保険者の既往の状態を推測して初診日前に労務不能の状態であったと認め、意見書に記載した場合には、初診日前の期間についても労務不能期間となり得ることとしている。

今般の新型コロナウイルス感染症の相談・受診の目安として、

・風邪の症状や37.5℃以上の発熱が4日以上続いている（解熱剤を飲み続けなければならないときを含む。）

・強いだるさ（倦怠感）や息苦しさ（呼吸困難）がある

※ 高齢者や基礎疾患等のある方は、上の状態が2日程度続く場合

のいずれかに該当する方について、「帰国者・接触者相談センター」に相談し、相談の結果、新型コロナウイルス感染の疑いのある場合に、「帰国者・接触者相談センター」から紹介された専門の「帰国者・接触者外来」を受診するよう示していることを踏まえると、上記のような発熱などの症状があるため被保険者が自宅療養を行っていた期間は、療養のため労務に服することができなかつた期間に該当することとなる。

なお、やむを得ない理由により医療機関への受診を行わず、医師の意見書を添付できない場合には、支給申請書にその旨を記載するとともに、事業主からの当該期間、被保険者が療養のため労務に服さなかつた旨を証明する書類を添付すること等により、保険者において労務不能と認められる場合、傷病手当金を支給する扱いとする。

Q 5 発熱などの自覚症状があるため自宅療養を行っていた方が、休職して4日目以降に帰国者・接触者相談センターに相談したもの、体調悪化等によりその日には医療機関を受診できず、結果として、その翌日以降、医療機関を受診せずに病状の改善が見られた場合には、傷病手当金は支給されるのか。支給される場合、医師の意見書を添付することができないが、何をもって労務不能な期間を判断するのか。

A 傷病手当金の支給対象となりうる。

本問のように、医療機関への受診を行うことができず、医師の意見書を添付できない場合には、支給申請書にその旨を記載するとともに、事業主からの当該期間、被保険者が療養のため労務に服さなかつた旨を証明する書類を添付すること等により、保険者において労務不能と認められる場合、傷病手当金を支給する扱いとする。

Q 6 発熱などの自覚症状があるため自宅療養を行っていた方が、休職して4日に医療機関に受診し、新型コロナウイルス感染症ではなく別の疾病に罹患しているために労務不能と判断された場合には、傷病手当金は支給されるのか。

A 傷病手当金の支給対象となりうる。

Q 7 事業所内で新型コロナウイルス感染症に感染した者が発生したこと等により、事業所全体が休業し、労務を行っていない期間については、傷病手当金は支給されるのか。

A 傷病手当金は、労働者の業務災害以外の理由による疾病、負傷等の療養のため、被保険者が労務に服することができないときに給付されるものであるため、被保険者自身が労務不能と認められない限り、傷病手当金は支給されない。

なお、法律等に基づかない使用者の独自の判断により、一律に労働者に休んでいただく措置をとる場合のように、使用者の責に帰すべき事由による休業の場合には、労働基準法に基づき、使用者は、休業期間中の休業手当（平均賃金の100分の60以上）を支払わなければならないとされている。

Q 8 本人には自覚症状がないものの、家族が感染し濃厚接触者になった等の事由において、本人が休暇を取得した場合には傷病手当金は支給されるのか。

A 傷病手当金は、労働者の業務災害以外の理由による疾病、負傷等の療養のため、被保険者が労務に服することができないときに給付されるものであるため、被保険者自身が労務不能と認められない限り、傷病手当金は支給されない。

新型コロナウイルスの関係で、被保険者が発熱などの自覚症状があるために自宅療養を行っていた場合であって、
医師の意見書を添付できない場合には、この証明書を添付してください。

労務不能証明書

事業 主 記 載 欄	被保険者証の 記号	番号		
	被保険者氏名	(フリガナ)		
	一定の熱がある場合に就業禁止する措置をとっていますか？		<input type="checkbox"/> はい(度以上) <input type="checkbox"/> いいえ	
	日付	出勤しなかった日について、事業所にどのような連絡があったか、詳しくご記入ください。		連絡を受け、どのような指示をしたか、詳しくご記入ください。
上記の通り相違ないことを証明する。			令和 年 月 日	
事業所所在地			担当者 氏名	
事業所名称				
事業主氏名			印 電話 ()	

新型コロナウイルスの関係で、被保険者が発熱などの自覚症状があるために自宅療養を行っていた場合には、この証明書を添付してください。

療養状況申立書

被保険者記載欄	被保険者証の 記号	番号	生年月日	年	月	日	
			<input type="checkbox"/> 昭和				
			<input type="checkbox"/> 平成				
	氏名・印	(フリガナ).....	印				
	住所	〒(-)					
	電話番号 (日中の連絡先)	TEL ()					
帰国者・接触者相談センターへの連絡の有無	有 (有の際は、連絡日と受けた指示内容) 無〔無の際は、その理由:]						
出勤しなかった日について、事業所にどのような連絡を行ったか、発熱やその他自覚症状はどうだったか等、詳しくご記入ください。							
出勤しなかつた日の療養状況	月 日	・体温(°C) ・咳(有 ・ 無) ・強い息苦しさ(有 ・ 無)					
	月 日	・体温(°C) ・咳(有 ・ 無) ・強い息苦しさ(有 ・ 無)					
	月 日	・体温(°C) ・咳(有 ・ 無) ・強い息苦しさ(有 ・ 無)					
	月 日	・体温(°C) ・咳(有 ・ 無) ・強い息苦しさ(有 ・ 無)					
	月 日	・体温(°C) ・咳(有 ・ 無) ・強い息苦しさ(有 ・ 無)					